



平成 27 年 12 月 9 日

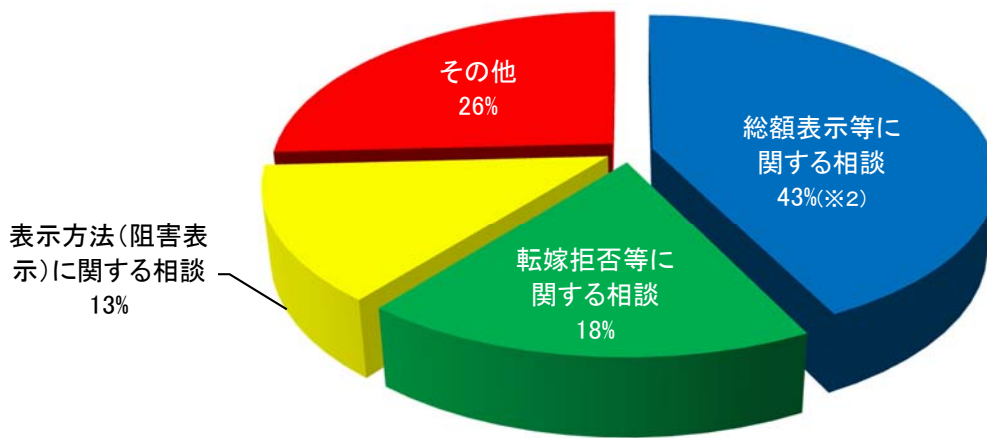
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 11 月 (11/1～11/30) の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

11 月の相談件数：電話 74 件、メール 15 件

【相談内容（全 89 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 誤認防止措置を講じていれば税抜価格表示でも認められるとする消費者向け取引における総額表示義務の特例措置は、いつまで認められるのか。

A. 総額表示義務の特例(消費税転嫁対策特別措置法第 10 条1項)が認められる期限は、同法が失効する平成 30 年 9 月 30 日までです。

Q. 消費者に対して期間限定で「消費税8%免除」として販売促進活動を行っている事業者がいるが、事業者が、任意に消費税を免除することは、制度上あり得るのか。

A. 課税事業者が消費税の課税対象となる取引に対して任意に消費税を免除できる制度はありません。したがって、御相談の場合も、実際の販売価格に消費税が課税されます。

なお、消費税転嫁対策特別措置法第8条では、あたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を消費者に与えないようにするとともに、競合する小売事業者の消費税の転嫁を阻害すること等につながらないようにするため、「消費税8%免除」のような事業者が消費税分を値引きする等の宣伝や広告を行うことを禁止しています。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 38 件

※2 うち総額表示に関する相談が 18%、消費税一般に関する相談が 82%

Q. 事業者向けの広告では、取引価格について税込価格か税抜価格かどうかについて明らかにする義務はないと聞いたが、なぜか。

A. 総額(税込)表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合には、消費税相当額を含んだ支払総額の表示を義務付けるものです(消費税法第 63 条)。

これは、それまで主流であった「税抜価格」ではレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのか分かりにくい等の指摘があったことを踏まえ、消費者向けの価格表示について、消費者が値札等を見れば「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするために設けられたものです。

また、この総額表示義務は、今般の消費税率の引上げに当たり、特例として、平成 30 年9月 30 日までの間、誤認防止措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないとされています(消費税転嫁対策特別措置法 10 条)。

なお、上記の趣旨から総額表示義務の対象は、消費者との取引に限定していますが、各事業者においては、総額表示義務及び総額表示義務の特例の対象とならない取引であっても、その表示価格がどのような価格であるのか分かりやすく表示していただくことが、取引先事業者の利便に資するものと考えられます。

Q. 当社では、事業者向けに業務用機械のカタログ販売を行っている。消費者から注文があれば、消費者にも販売しているが、このような場合、カタログの価格表示は、総額表示義務の対象となるのか。

A. 総額(税込)表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象として設けられたものです。

このようなことから、販売する製品やサービスの内容・性質から、およそ事業用にしか提供されないような製品又はサービスであることが客観的に明らかな場合は総額表示義務の対象から除かれます。

なお、個別事例に対する総額表示義務の適用等についてお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 商品をスーパーに納入する事業者である。スーパーに商品を納入する際の取引価格(対価)は、納入単価(税込)に納入個数を乗じて算出される。スーパーが消費税率引上げ後の納入単価(税込)について、1円未満の端数は切捨て処理するように納入事業者に要請することは、消費税転嫁対策特別措置法上問題となることはあるのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者が、同法上の特定供給事業者との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率の引上げ分を上乘せした額よりも低い対価を定めることは、「買いたたき」として問題となります。

このため、消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者に当たるスーパーが、同法上の特定供給事業者に当たる納入事業者に対して、納入単価の1円未満の端数を切捨て処理するように要請することは、「買いたたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管官庁などに御相談ください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610